明石 市労連ニュース

第 318 号
年 月 日
発行 明石市労働組合連合会

合理化提案を跳ね返せ

現給保障の廃止に反対

確定一時金

市労連は、11日「賃金確定・年末一時金要求」について交渉に臨む。今年の課題は、地方公務員の賃金改定にあたり、「人事院勧告」（概要は別表のとおり）への対応が焦点となっている。

既に政府は国家公務員の賃金を平均で7・8%カットする「給与臨時特例法案」の早期成立を期し、人事院勧告は実施しないことを閣議決定している。

こうした状況から、賃金改定は地方公務員法（第24条）の趣旨に則って対処されるべきで、市労連としても、生活給の観点から今年は人事院勧告を実施しないよう求めていく。特に定年延長についての具体的方策が無い中、「現給保障」の廃止は到底認められない。

人勧の主な内容

1　給料表等の改正

(1)　50 歳台を中心に、40 歳台以上を対象に引下げ（平均改定率▲0.23%）を行う。（50 歳台：最大▲0.5%、現給保障者：一律▲0.49%）

(2) 期末・勤勉手当の改定見送り（年間３．９５月：夏季１．９０月、年末２．０５月）

2　２０１１年度の減額調整

引下げ改定者に対して、本年４月から実施日の属する月の前月までの例月給与及び本年６月の期末・勤勉手当に対する調整額（調整率▲0.37%）を、本年 12 月の期末手当から減額する。

3　現給保障額の廃止

給与構造改革における経過措置額（現給保障額）について、２０１２年度は２分の１を減額（減額の上限１万円）し、平２０１３年４月１日から廃止する。

地域手当7%は根拠なし

11月4日泉市長から、市労連に対して、「給与のさらなる適正化について」の要請があった。（詳しくは裏面のニュース参照）

この間、人事院勧告による賃金改定で賃金水準は下がっているうえ、2007年度の給与制度改革で平均で5・3%も賃金水準が下がった。

さらには、財政状況を踏まえ2007年度から2年間賃金カットにも協力してきた。市長が変わったからといってその度に賃金カットを受ける訳にはいかない。

当局要請に係る組合の考え方は次のとおり。

地公法第24条第3項

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

① 地域手当

地域手当については、2006年4月に調整手当から地域手当への制度改正時に10%を確認して決着済である。国も10官署中9官署が官署指定で支給率10%となっている。

② 特殊勤務手当

特殊勤務手当については、2003年から2年間かけて削減も含めて大幅な見直しを行い2005年度に改定してきたところである。

今回の不正受給問題については、職員として反省し、制度運用等について見直すべきところはあるが、手当本来の趣旨に基づき制度の改善について十分な協議を求める。

③ 初任給基準等

賃金の国並み見直しについてはこれまでも課題として上がっているが、明石市としての職員構成もあり、単に「国を上回っている」からだけで引き下げるわけにはいかない。

市長宛署名に集中を

当局要請を受け、市労連は18日、25日の県本部統一の1時間ストを背景にたたかいをすすめるが、さらに次の取り組みを行うことを決定した。

①市長に対する、「地域手当の維持」と「給与の適正化について」の丁寧かつ真摯な協議を求める署名を取り組む。

②組合員の思いを込めたステッカーを作成し、職場内で活用する。

③15日の市労連決起集会に最大限結集する。

11日の交渉経緯を受けさらに闘争の強化についても検討していく。

賃金確定・年末一時金闘争

11月15日（火）
市労連決起集会
13:30～市民会館中ホール

11月17日（木）
交渉ヤマ場
中央委員会・超勤拒否

11月18日（金）
県本部統一1Hスト（第1波）

11月25日（金）
県本部統一1Hスト（第2波）

たたかうぞ！